

高压ガス輸入検査申請に係る手続きの留意事項

○ 高压ガス輸入に係るフロー

- ① 輸入検査申請書の提出（添付書類については以下参照）
（輸入検査日の概ね1週間前までに添付書類がそろった申請が必要です。）
- ↓
- ② 輸入検査（仙台空港等）
（税関を通る前に輸入検査を実施します。輸入検査申請書の内容と輸入された容器を確認し、合格していれば申請書1部に收受印及び検査職員の印を押印し返却しますので、仮輸入検査合格証として通関手続きを行ってください。）
- ↓
- ③ 後日正式な輸入検査合格証を発行し発送いたします。
（検査の概ね1週間後）

○ 高压ガス輸入申請提出書類について

以下の書類をそろえて提出する必要があります。

- ・ 高压ガス輸入検査申請書（2部）
- ・ 輸入高压ガス明細書
- ・ 充填証明書
- ・ 容器証明書^{*1}
- ・ Air Way Bill 又は B/L
- ・ インボイス（荷送り状）又はパッキングリスト（梱包明細書）
- ・ 輸入する容器の写真等（刻印拓本等の参考資料）
- ・ 手数料（宮城県収入証紙）^{*2}

※1 容器証明書については、6カ国規格（日本、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国及びオーストラリア連邦）に適合するもののみが原則輸入できます。

なお、内容積 1dL 以下の容器及び密閉しないで用いられる容器についてはこの限りではありませんが、容器の構造、規格等に関する資料の提出をお願いしています。

※2 輸入された高压ガスの容積又は質量により下記のとおりです。

輸入された高压ガスの容積又は質量	手数料（県収入証紙）
容積 1 0 0 0 m ³ 以上 （液化ガスにあっては、質量 1 0 トン以上）	2 7 , 0 0 0 円
容積 3 0 0 m ³ 以上 1 0 0 0 m ³ 未満 （液化ガスにあっては、質量 3 トン以上 1 0 トン未満）	2 1 , 0 0 0 円
容積 3 0 0 m ³ 未満 （液化ガスにあっては、質量 3 トン未満）	1 3 , 0 0 0 円